

○国土交通省告示第千三百九十二号

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号）第六十八条の規定に基づき、浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件を次のように定める。

令和三年十一月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

浸水被害防止区域を指定する際に想定した洪水又は雨水出水に対して安全な構造方法を定める件

特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年国土交通省令第六十四号。以下「規則」という。）第六十八条に規定する想定洪水等の作用に対して安全な構造方法は、次の各号に該当するものとする。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき想定洪水等（規則第四十五条第三号に規定する想定洪水等をいう。以下同じ。）の作用に対して安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

一 次のイ及びロに定めるところにより、建築物の構造耐力上主要な部分（基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。））で、建築物の自重若しく

は積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。以下同じ。）が想定洪水等の作用によって損傷しないことが確かめられた構造方法
イ 想定洪水等の作用時に、建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を次の式によって計算し、当該力に対し、建築物が構造耐力上安全であることを確かめること。

$G + P + F$

この式において、 G 、 P 及び F は、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。

G 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十四条に規定する固定荷重によって生ずる力

P 建築基準法施行令第八十五条に規定する積載荷重によって生ずる力

F 想定洪水等の流体力によって生ずる力

ロ イに規定する想定洪水等の流体力のうち水平方向の力は、次の式により計算するものとしなければならぬ。

$$F_H = \frac{\rho C_D B h U^2}{2}$$

この式において、 F_H 、 ρ 、 C_D 、 B 、 h 及び U は、それぞれ次の数値を表すものとする。

F_H	想定洪水等の流体力のうち水平方向の力（単位 キロニュートン）
ρ	水の単位体積質量（単位 一立方メートルにつきトン）
C_D	抗力係数（二・一とする。）
B	想定洪水等が作用する部分の幅（単位 メートル）
h	規則第四十五条第三号に規定する水深（単位 メートル）
U	規則第四十五条第三号に規定する流速（単位 メートル毎秒）

二次のイからハまでに該当する構造方法

イ 想定洪水等の作用時に、想定洪水等による浮力の影響その他の事情を勘案し、建築物が転倒し、又は滑動しないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。

ロ 想定洪水等により洗掘のおそれがある場合にあつては、基礎ぐいを使用するものとする。ただし、建築物が転倒し、滑動し、又は著しく沈下しないことが確かめられた場合は、この限りでない。

ハ 漂流物の衝突により想定される衝撃が作用した場合においても建築物が容易に倒壊、崩壊等するおそれのないことが確かめられた構造方法を用いるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。